

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

1 日時

令和6年7月2日（火曜日）

午前10時0分開会、午後1時34分散会

（休憩 午前10時17分～午前10時19分、午前10時21分～午前10時25分、
午前11時45分～午前11時45分、午後0時3分～午後1時1分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、
千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

及川担当書記、高橋担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 政策企画部

小野政策企画部長、西野理事兼副部長兼首席調査監、本多政策企画課総括課長

(2) 総務部

千葉総務部長、松村理事兼副部長兼総務室長、内城参事兼人事課総括課長、
佐藤財政課総括課長、八重樫行政経営推進課総括課長、多田税務課総括課長、
岩間管財課総括課長、藤村総務事務センター所長

(3) 復興防災部

福田復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、
戸田副部長兼消防安全課総括課長、田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長、
山本特命参事兼企画課長、森田復興推進課総括課長、
前田復興くらし再建課総括課長、山崎被災者生活再建課長、田端防災課総括課長、
細川消防保安課長

(4) ふるさと振興部

村上ふるさと振興部長、松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、
熱海地域振興室長、渡辺交通政策室長、小笠原科学・情報政策室長、
兼平企画課長、佐藤市町村課総括課長、千葉地域企画監、八巻地域振興課長、
山田特命参事兼地域交通課長、館本デジタル推進課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

受理番号第26号 社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願

(2) 議案の審査

ア 議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

イ 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第3款 民生費

第3条

ウ 議案第4号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

エ 議案第7号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第8号 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第9号 地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第11号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付していただいております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情、受理番号第26号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求

める請願については、当委員会及び環境福祉委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があることから、環境福祉委員会委員長と申合せをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第 26 号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。

なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち 1 及び 3 から 9 まででありますので、項目の 1 及び 3 から 9 までについて審査を行います。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 受理番号第 26 号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願につきまして、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

請願内容が複数部局の所管にまたがっていることから、私から項目の 1 番及び 5 番から 8 番について、復興防災部から 3 番、ふるさと振興部から 4 番及び 9 番について、それぞれ説明いたします。

まず、1 の地方一般財源総額の確保と社会保障関係予算等の確保ですが、(1)のとおり、令和 6 年度地方財政計画においては、地方一般財源総額について、前年度を 0.6 兆円上回る 62.7 兆円が確保されております。

(2)は、地方財政計画における給与関係経費についてです。給与関係経費は、前年度に比べて 1.6%の増です。地方財政計画上の職員数は、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引き上げに伴う一時的な職員数の増というものです。

2 ページをごらん願います。(3)の社会保障関係予算は、近年高齢化の進展等に伴い、関係予算、一般財源予算は増加傾向にあります。

(4)のとおり、6 月に実施した政府予算要望においても、社会保障関係費の増等を踏まえ、地方一般財源総額を確実に確保、充実するよう要望しております。

6 ページをごらん願います。5 の地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化については、新たな財政需要の把握について、地方交付税法では運営の基本として、総務大臣は財政状況の的確な把握に努めるとされております。県としても、必要な財政需要を適切に反映させるよう要望します。

(2)の地方交付税の法定率ですが、地方交付税法において、地方交付税の原資は国税の一定割合等とされております。ポツの二つ目にあるとおり、地方全体で著しい財源不足が生じた場合、法定率の変更等を行うことと定められておりますが、臨時財政対策債による財源手当は恒常化しており、県としても法定率の引き上げ等を要望しております。

8 ページをごらん願います。(3)の諸手当等の支給水準に応じた特別交付税の減額措置ですが、期末勤勉手当等が国の支給割合や支給基準を上回る場合等に、特別交付税に関す

る省令の規定に基づき、当該団体の特別交付税の算定に当たり、控除するものとされております。ポツの二つ目にあるとおり、本県は諸手当等が国の支給割合や支給基準を上回っておらず、控除の対象とはなっておりません。なお、県内の市町村では、過去に複数の団体が該当していましたが、令和5年度は控除の対象となった団体はありません。

9ページをごらん願います。6の地方交付税の機能強化について、段階補正についてですが、人口1人当たりの行政コストは規模が小さくなるほど割高になる傾向を踏まえ、ポツの二つ目にあるとおり、人口や世帯数に応じた段階補正を設けております。

10ページをごらん願います。7の地方創生推進費についてですが、(1)のとおり、地方創生推進費は1兆円が地方財政計画に計上されておりますが、ポツの二つ目のとおり、地方交付税法の附則において、当分の間、加算した額とするという位置づけにとどまっております。

(2)のとおり、地方交付税は本来、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する制度とされております。一方、行革努力分や取り組みの成果などに応じた指標も用いられており、地方に必要な財政需要以外の要素も加味されているところ です。

11ページをごらん願います。8の会計年度任用職員についてですが、(1)のとおり、制度は令和2年度に創設され、ポツの四つ目の最後にあるとおり、地方自治法等の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされたところ です。

(2)のとおり、国においては令和6年度の地方財政計画において、勤勉手当の支給等に係る所要の措置が行われております。

本県では、(3)のとおり、令和6年度から勤勉手当を支給するなど、勤務条件の確保を行っております。

また、(4)のとおり、国に対して、令和7年度以降も財政措置を確実に講じるよう要望しております。以上で説明を終わります。

引き続き復興防災部から御説明いたします。

○**森田復興推進課総括課長** 続きまして、復興防災部分、請願項目3番の復興事業費総額の確保につきまして御説明いたします。

説明資料の3ページをお開き願います。国の復興の基本方針は、令和6年3月に一部変更されておりますが、復興・復旧事業の財源に係る内容につきましては、現在と同様でございます。令和3年度以降5年間の復旧・復興事業の規模は1.6兆円程度、そのうち岩手県分としては0.1兆円程度と見込み、東日本大震災復興特別会計及び震災復興特別交付税制度について継続することとしております。なお、国から示された本県の事業規模は、本県及び市町村が必要と見込んでいる事業規模とおおむね一致しております。

(2)のとおり、6月の政府予算要望においては、国が決定した事業規模と財源の見直しに基づき、復興の推進に必要な予算を確実に措置するとともに、被災地の実情に応じた取

り組みを継続するよう要望しているところでございます。

引き続きふるさと振興部から御説明いたします。

○山田特命参事兼地域交通課長 続きまして、4の地域公共交通の一層の施策充実について御説明いたします。

資料4ページをごらんください。(1)、市町村における地域公共交通の組織体制の現状になりますが、公共交通専任担当者の確保の支援につきまして、国土交通省では、地方部においては自治体が主体となって足の確保を担っているが、専任担当者が不在の市町村は約8割で、依然として人材不足が課題であり、人口が少ない自治体ほど専任担当者数が少ない傾向にあるとしています。

また、資料5ページ、(2)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議になりますが、令和5年4月28日に公布されました同法におきまして、衆議院及び参議院の国土交通委員会で地方公共団体における交通政策に精通した専任職員の確保と配置のため、地方交付税措置による財政的支援の検討を求める附帯決議が出されております。

(3)、県内市町村の状況になりますが、県内33市町村のうち、地域公共交通の専任の担当者が不在の市町村は19市町村、全体の約6割と全国平均に比べて低い状況となっております。県としましては、有識者の派遣や担当者研修会を行うなどして、市町村の担当者を支援しているところでございます。

○館本デジタル推進課長 12ページをお開き願います。続いて、9のデジタル化における自治体業務システムの標準化について御説明いたします。

まず、(1)のデジタル基盤改革支援補助金についてですが、国は自治体の情報システムの標準化・共通化の目標時期を2025年度(令和7年度)としたところであり、地方自治体は住民基本台帳など基幹系20業務について、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めることとされております。その財源に係る支援としましては、令和7年度まで移行経費への補助を目的とした基金が造成されており、令和5年度までに6,988億円が拠出され、補助金の原資となっているところでございます。

次に、(2)の戸籍等への記載事項における氏名への振り仮名の追加についてでございますが、こちらはマイナンバー法等の一部改正法が公布されたことによるものであります。

次に、13ページをお開き願います。(3)の本県の対応についてであります。自治体の情報システムの標準化・共通化については、国から示された自治体DX推進手順書に基づいて進めており、県としてはこの手順書に対応し、デジタル化の推進に向けた庁内のDX推進本部や産学官金で構成しますいわてDX推進連携会議の行政デジタル化部会において情報共有を図りながら、標準化に関する勉強会や県、市町村の専門人材間で情報共有会を開催するなどにより市町村を支援しております。

また、国に対しましては、一つ、地方公共団体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化、二つ目としまして地方財政措置の恒久化、三つ目としまして地域課題解決を

図ることができるデジタル人材の確保や育成を含めた財政的支援の充実、強化等を要望しているところです。

○千葉秀幸委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○城内愛彦委員 12ページの令和7年度拠出のデジタル基盤改革支援補助金は、これ以降にずれ込む想定は、今していないのか。また、この期間内に全て整うのか、県内の各市町村も含めて、どういう状況なのかお伺いします。

○館本デジタル推進課長 県内の一部の市町村においてずれ込む可能性があるということで、現在デジタル庁や総務省と事情聴取等を行って確認しているところでございます。

○城内愛彦委員 そういった場合の対応、支援は、県としてどうしているのか。総務省任せではないでしょうか、手をこまねいているわけではないとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○館本デジタル推進課長 県としましてもヒアリング等を行いながら、必要な技術的な助言などを行って、令和7年度末までには完了する形で支援しているところでございます。

○城内愛彦委員 その辺は、地域の格差はありますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

13ページの標準化に関する勉強会や専門人材間の情報共有会ですけれども、専門人材は潤沢にいると思うのですが、そういった方々が、先ほどのずれ込みそうなところにも手厚く支援は行っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○館本デジタル推進課長 現在県と13市町村に、専門人材が雇われております。この人材間でネットワークを構成しまして、意見交換等を行ったりしております。あとは、国のアドバイザー制度等を使って、助言などを行っているところでございます。

○城内愛彦委員 答えがとてもあっさりで、聞き方が悪いのかもしれないけれども、本当に間に合うのかという感じがするのですが。いろいろな仕事をかけ持ちしている小さな自治体もあれば、専門的に、専従的にできる自治体もあるわけで、その違いは多分皆さんが一番わかっていると思います。そういったところにこそ、いろいろな意味での手厚い支援を考えていかなければならないと思うのですが、その辺を再度確認したいと思います。

○館本デジタル推進課長 市町村の支援につきましては、専門人材のほかに、システムを実際に移行する事業者、ベンダーとも調整して、実施時期等を確認しながら進めているところであります。

○城内愛彦委員 ふるさと振興部長、どうですか。

○村上ふるさと振興部長 令和7年度までのシステムの標準化の話ですけれども、さまざまな報道で伝えられておりますとおり、間に合わないと声を上げている自治体が出てきております。数はそんなに多くないのですが、大きな自治体ほどおくれぎみになっているところがあって、手を挙げている自治体の人口ベースで見ると、かなりの人数になる側面もあろうかと、我々も状況を把握しているところです。全国的にもそういう状況でありますので、国ともしっかりと密に連携をして、何とか7年度までに全ての自治体でシステ

ムの整備が進むように、我々もしっかり市町村を支援してまいりたいと思っております。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取扱いは、いかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 採択との意見がありました。

ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、環境福祉委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○千葉秀幸委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、再び暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

本請願に係る意見書は、環境福祉委員会においてはまだ審査中とのことであります。環境福祉委員会の審査状況によっては、意見書の内容が変わることも考えられますことから、意見書案の検討を一旦中断し、議案の審査を先に行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 それでは、さよう決定いたします。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

の専決処分に関し承認を求めることについて、第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の5ページをごらん願います。この専決処分につきましては、豚熱の防疫措置として緊急に予算措置する必要性がありましたことから、5月28日に専決処分を行い、歳入予算及び歳出予算の補正を行ったものであります。

6ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,000万円を追加し、補正後現計を7,327億6,711万円としたものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、7ページから8ページの第1表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明します。

予算に関する説明書の7ページをごらん願います。まず、歳入について、9款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、家畜伝染病予防費の補正に伴うものであり、2億7,500万円の増額でございます。

次に、8ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、前回の補正に伴い、必要となる財源について財政調整基金からの繰入金を補正するものであり、2億7,500万円の増額でございます。

以上御説明したとおり、今回の補正で増額した歳入総額は5億5,000万円となっております。

歳出につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 まず、豚熱に対応いただきました関係者の皆様に、心より御礼を申し上げたいと思います。

念のため確認しておきますが、財政調整基金から金額を崩していますけれども、国庫の裏負担があるということで、実質的な負担は10分の1程度と考えていいのですね。

○佐藤財政課総括課長 岩淵誠委員御指摘のとおりです。2億7,500万円の財政調整基金の8割が措置されますので、総額では10分の1程度の負担となります。

○岩淵誠委員 具体の動員体制等については、復興危機管理室の所管であります。いろいろな資料に延べ人数で出動の状況が書かれていますけれども、県庁で支援班の編成をして、職員のうちかなりの数が出動されたことになると思います。実働でどれぐらいあったか、そして豚の処理は、ほとんど見たことも触ったこともない人も動員されらうと思うのですけれども、その辺の対応についてお聞かせをいただきたい。

○田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長 豚熱のほか鳥インフルエンザ等も同様でございますけれども、迅速に家畜防疫作業を行うために、県におきましては家畜防疫作業

支援班を設置しております。具体的には、支援班の設置要領に基づきまして、年度当初に広域振興局を含めた知事部局の職員の中から、あらかじめ支援員を指名してありまして、職員 651 人で構成しております。

今回の洋野町の豚熱の事案に従事した職員数につきまして、まず延べの数字でございますけれども、殺処分、それから埋却作業、1 回目の消毒作業が終了した 6 月 20 日時点でございますが、防疫作業に直接従事した職員が延べ 3,050 人となっております。このうち支援班員として従事したのが 2,638 人、県の獣医師で参加したのが 412 人となっております。また、これ以外に地方支部で現地の運營業務等に当たった職員もおりまして、こちらが延べで 1,107 人、合計で 4,157 人の職員が従事したところでございます。

○**岩淵誠委員** そうしますと、従前の指名をした 651 人を大きく超えて、本当に全庁を挙げての対応だったと考えていいかと思っておりますけれども、あらかじめ支援員に指名されていた以外の皆さんはどのような対応をしてみたのか、お聞かせください。

○**田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長** 今回の防疫作業についてですけれども、岩淵誠委員御指摘のとおり、本県ではこれまで経験したことのない長期間の約 3 週間の作業となりました。そうしたことから、各所属におきまして、防疫作業支援班員にあらかじめ指名している職員以外の職員も従事させるなど、特定の職員に負担が偏らないような負担軽減に配慮した取り組みをしたところでございます。こうした結果といたしまして、先ほど延べ人数を申し上げましたけれども、実人数で申し上げますと、防疫作業支援班として作業に従事した職員が 1,750 人程度、県の獣医師が 47 人、久慈地方支部が 217 人で、合計で 2,014 人程度の職員が今回の作業に従事しているということになっております。

○**岩淵誠委員** 県庁が 4,000 人体制ということになっていますから、本当に大多数が頑張ったということで、改めて感謝と敬意を申し上げたいと思います。

ただ一方で、年度当初に 650 人の指定があつて、そこがふえていると。これは戸惑いもあったのだと思いますけれども、多分使命感もあつてやられたのだと思います。一方で、作業現場は非常に劣悪だったと聞いておりますし、広域振興局からの移動についても、深夜、早朝も結構あつたと聞いております。労働環境上、例えば移動の時間を勤務時間にする、あるいは現場でのシャワー室の設置など、非常に改善は図られたとお伺いしておりますが、いかがですか。

○**田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長** 岩淵誠委員御指摘のとおり、今回作業期間が長期間になったことで、職員に大きな負担がかかったと認識をしております。特に鳥インフルエンザの場合と異なりまして、5 月から 6 月にかけての作業になりましたので、暑さ対策、熱中症予防対策などの新たな課題も生じたところでございます。そうした状況につきましては、我々復興危機管理室、畜産課、久慈地方支部と随時情報共有を図りながら、熱中症予防対策として職員の休憩施設にエアコンを設置したり、経口補水液等を十分に用意したり、休憩時間を小まめに取るように配慮したり、そういった見直しを随時行いながら対応したところでございます。

今回のような暑い時期での作業を想定していなかったところが一つの反省点としてございますので、今回の対応について改めて振り返りを行いまして、今後同様な事態が発生するときに備えて、必要な改善に取り組んでいきたいと考えております。

○岩渕誠委員 庁内のことはわかりました。

他団体との協力体制でありますけれども、今回は岩手県建設業協会や、いろいろな団体と協力をされたということでございますが、ほぼ事前に災害協定を結んだ中で対応された。ただ一方で、バスの調達については、観光シーズンであったり、スポーツの大会対応で非常に御苦労されたと聞いております。そうした中で、協定に基づいて対応していただいたことには、本当に感謝申し上げるところであります。一方で災害の協定的なものが結ばれていない中で頑張っていたところもあると思うのですが、この辺はどうなっていますか。

○田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長 今回の事案につきましては、さまざまな団体に御協力をいただきました。基本的には、事前に連携協定を結んでおりまして、例えば事前の研修に参加していただいたり、緊急時の連絡体制を構築したりといった準備を進めてきておりました。岩渕誠委員から御質問もございました連携協定を結ばない中で御協力いただいた団体もございまして、一般社団法人日本建設機械レンタル協会岩手支部におきましては、防疫措置に必要な資機材等の調達に御尽力をいただいたところでございますが、こちらの団体とは、まだ連携協定を結んでおりませんでした。現在事務レベルで、日本建設機械レンタル協会岩手支部と協定の締結に向けた協議を進めておりますので、協定の内容等について合意が図られましたらば、速やかに協定を締結いたしまして、速やかな対応ができるような形に持っていきたいと考えております。

○岩渕誠委員 今お聞きした他団体との関係、そして庁内体制を含めて検証レビューが必要になってくるだろうと思います。

もう一つ言えば、これまでは復興防災部ではありませんでしたから、原局で全部兵たん部門も担って、非常に業務煩多、過重労働につながっていたと思いますけれども、今回の発生事案の中では、農林水産部が現場をきちんと回して、兵たん部門を危機管理の観点から復興防災部がコントロールしたことで、体制とすれば非常によかったということがあるのですが、その辺の所感、そして今後の検証レビューの考え方をお聞かせいただきたい。

○田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長 今回の事案につきましては、過去に例のない大規模事案かつ長期間の作業ということで、さまざまな課題も生じたところではございますが、本庁関係部局が役割分担しながら、基本的に農林水産部が現場の作業に専念できる形で対応を進めてきたところでございます。

レビューのお尋ねがございました。今回初めての対応も多々ございましたので、課題も出てきております。主な内容といたしますと、先ほど岩渕誠委員から御指摘がありましたとおり、バスの確保で当初難しい事態が生じておりましたし、先ほども御答弁申し上げましたが、気温が高くなる中での作業で、熱中症予防のための暑さ対策などの課題も生じま

した。また、期間が長期化したことに伴いまして、職員に多くの負担をかけることになったところが最大の課題だったかと考えております。

こうしたことを踏まえまして、今回の事案で生じた課題を整理し、必要な改善に取り組むことが重要と考えておりますので、今後、庁内関係室課や久慈地方支部とも連携し、支援班員や関係団体の皆様の意見の聞き取りなども行いまして、今回の対応の振り返りを実施していきたいと考えております。例年 11 月以降に鳥インフルエンザの事案が全国的に発生してまいりますので、秋までに振り返りとその結果に基づく必要な見直しの検討を終えまして、次の鳥インフルエンザのシーズンに備えることができる形で進めていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員** この検証結果については、県内のみならず県外にも広く周知をして、総合的な対応に当たっていただきたいと思っております。

原因の検証ということで、これは国の仕事になるわけですが、残念ながら今まで豚熱等の状況を見ますと、確定的なものが出ているのが半分、半分はよくわからないということで、そこは相当頑張っていただきたいと思うわけです。ある程度、イノシシだろうということは出ていますけれども、その対応、ワクチンがどうだったか、あるいは農場の管理がどうだったか、それを踏まえての予算措置も当然大きな話になってくると思っておりますし、鳥インフルエンザへの対応もこのレビュー、検証を生かしてやっていただきたいと思っております。要望を申し上げて終わります。

○**千葉伝委員** 岩渕誠委員から、今回の豚熱の対策、防疫作業等を含めて、詳しくいろいろ質疑されたところでありまして。私も一般質問でも質疑させていただいたのですが、日ごろから発生に備えて、県下の 3 カ所の家畜保健所を中心に、周辺の関係者等、建設業界も含めて、机上訓練も含めてやっている中で遺憾ながら洋野町で発生したということですが、作業をどんどんやって、県職員が 1 人 2、3 回、洋野町へ行った人もいるやの話など、さまざま大変苦労したとお聞きしています。それから時期的なものあった、という今の話を踏まえた上で、一つ確認したいのは、今回例えば自衛隊を要請することは考えなかったのか、あるいはその理由等をお聞きしたい。

○**田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長** 自衛隊への派遣要請の考え方の件でございます。豚の殺処分につきましては、鶏の場合と異なりまして危険を伴います。それからまた、殺処分に当たって専門的な技能も必要となるということで、基本的に獣医師が直接当たることとしております。獣医師につきましては、国や他の道県からも支援をいただきまして、その確保に努めたところがございますけれども、殺処分に従事できる獣医師の人数はやはり限界といえますか、上限がございます。例えば豚の追い込み作業の人数だけ大幅にふやしても、対応して殺処分を行う獣医師の人数を大幅にふやすことがなかなか難しいということもございますので、自衛隊の派遣要請を行ったとしても、必ずしも防疫作業の迅速化にはつながらないのではないかと考えたところがございます。

自衛隊の派遣要請の必要性につきましては、家畜保健衛生所が策定する防疫計画におい

で判断をしておりますけれども、今申し上げたような事情を考慮しまして、今回については自衛隊への派遣要請を行わないこととしたところでございます。

○千葉伝委員 大規模な伝染病の発生で、作業が長期間にわたるということから、事と次第によっては当然自衛隊へお願いしなければならない場合もあるだろうと。その判断といった辺りは、日ごろからこういった場合は頼む、頼まないといったことも当然考えていたきたいということでもあります。もちろん殺処分は獣医師の資格のある人がしなければならない、これは法律で決まっているわけなので、別な話になりますけれども、県内の大家畜をやっている獣医師の数が少ないことも近い将来、問題になりかねない、防疫作業をしっかりやっていくためには、そこも考えていかなければならないと思います。

自衛隊の機械を使って穴を掘ったり、埋めたりと、お願いのしようはあるかと思うのですが、今回地元の建設業界から協力していただいて行ったということで、自衛隊の出動もなくてもよかったと理解しました。

これからの発生に備えてということからすれば、鳥インフルエンザの場合はかなり大きな羽数になると思いますし、豚の場合は小さい生まれたての子豚、妊娠豚、親の処分など、さまざま今回は大変だったろうと思います。私からも御慰労を申し上げて質問を終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

この際、議案の途中ではありますが、環境福祉委員会の意見書の検討結果が出ましたので、当委員会においても中断しております意見書案の検討を再開することといたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 それでは、さよう決定し、受理番号第 26 号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を再開いたします。

環境福祉委員会においては、意見書案について御異議がないということでもございました。お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言等の整理については、当職に御一任願います。

以上をもって受理番号第26号社会保障制度の整備、子育て施策、ふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を終わります。

次に、議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）、第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第3款民生費、第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、早急に対応が必要な本年2月発生の大雪や強風、波浪被害の復旧に要する経費や、被災地に寄り添った継続的な支援を行うため、能登半島地震に係る職員派遣等に要する経費のほか、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、国の新たな制度と連動した融資制度の創設に要する経費を計上したものです。

議案（その1）の11ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億3,649万円を追加し、補正後現計を7,348億360万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、12ページから13ページの第1表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明します。

14ページからの第2表債務負担行為補正につきましては、当委員会の所管に係るものはありません。

次に、16ページをごらん願います。第3表地方債補正につきましては、漁港災害復旧事業及び港湾災害復旧事業について起債限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の17ページをごらん願います。まず、歳入について御説明申し上げます。7款分担金及び負担金、2項負担金につきましては、救助費の補正に伴うものであり、972万円の増額でございます。

次に、18ページ、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、漁港災害復旧事業費等の補正に伴うものであり、9億6,848万4,000円の増額でございます。

次に、19ページ、2項国庫補助金につきましては、水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助の補正に伴うものであり、5,415万9,000円の増額でございます。

次に、20ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い必要となる財源について、財政調整基金からの繰入金を補正するものであり、4,501万5,000円の増額でございます。

次に、21 ページ、14 款諸収入、4 項貸付金元利収入につきましては、経営者保証非提供促進資金貸付金に係る元金収入を補正するものであり、2 億 7,091 万 7,000 円の増額でございます。

次に、22 ページ、7 項雑入につきましては、被災農業者緊急支援事業費補助の補正に伴うものであり、6,619 万 5,000 円の増額でございます。

次に、23 ページ、15 款県債につきましては、漁港災害復旧事業及び港湾災害復旧事業に充てる県債の補正であり、6 億 2,200 万円の増額でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 20 億 3,649 万円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。24 ページをごらん願います。2 款総務費、6 項復興防災費につきましては、石川県能登町への職員派遣に要する経費であり、1,060 万 7,000 円の増額でございます。

次に、25 ページをごらん願います。3 款民生費、5 項災害救助費につきましては、石川県内の市町村に対し、本県の介護施設等職員が行った救助に要する費用を支弁するものであり、972 万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○はぎの幸弘委員 1,060 万 7,000 円の職員派遣について、昨日も本会議で触れられていましたけれども、職員手当のうち、超過勤務手当は 182 万 1,000 円と載っていますが、それ以外は給与と旅費のみなのでしょうか。まず、この内訳、明細を確認します。

○田端防災課総括課長 今回の補正に係ります職員手当でございますけれども、災害事業に従事する職員に支給する特殊勤務手当、休日給、超過勤務手当が計上されております。それぞれ特殊勤務手当が 19 万円強、休日給が 7 万円弱、超過勤務手当が 180 万円強という積算となっております。

○はぎの幸弘委員 今の御答弁は、1 人当たりの金額ですよね。人数や期間はどうなっているのでしょうか。

○田端防災課総括課長 ただいま申し上げました金額は、今年度 4 月から 6 月 1 日までに派遣している県職員 51 名分の合計でございます。

○はぎの幸弘委員 被災の復興はまだまだ続いているわけですがけれども、次の定例会のとき、臨時会があるかどうかわかりませんが、今後もこういった補正が続く見通しと考えてよろしいでしょうか。

○田端防災課総括課長 今回の補正につきましては、いわゆる短期の支援でございます。企業局の職員にお手伝いいただいた分の企業局への負担金や、今回の短期派遣の分につきましては特別交付税でその 8 割が措置されるのですが、残りの 2 割については、派遣を受けた団体である能登町と協議して求償するという手続が残っております。手当にしろ事務的な経費にしろ精算が若干残っておりますので、その精算と合わせての補正が出

てまいります。

また、今後の能登町、石川県への支援につきましては、今回の補正に係る短期の派遣から、中長期の派遣に切り替わってきております。これに要する経費等につきましては、多分精算という形になろうかと思えますけれども、支援を受けた団体からの負担金といった形での精算が出てくると考えております。

○はぎの幸弘委員 次に、救助費として今回新規ということですが、もう半年たつて、先ほど介護職員の費用だと説明をいただきましたが、もっと早く出るものではないのかと思ったのです。素朴な疑問ですが、新規を計上した経緯の説明をお願いします。

○山崎被災者生活再建課長 今回6月補正で御提案させていただいた経緯でございますけれども、介護職員等の派遣につきましては、厚生労働省と、全国社会福祉協議会で運営しておりますネットワークで、直接県内の社会福祉事業者とマッチングするというスキームになっております。本県において救助費で支払う分は、国から実際に石川県でどのぐらい施設から救助の実績があったかという報告を受けて金額が確定するスキームになっておりまして、国からの実績報告が出てまいるのが今年度になってからになるので、今のタイミングでの補正の要求という形をお願いするものでございます。

○はぎの幸弘委員 実績に基づいてということかと判断しましたけれども、もう一回、救助に要する費用というのはどんなイメージで考えたらいいか、改めて説明をお願いします。

○山崎被災者生活再建課長 介護職員等の派遣の費用の内容としましては、派遣される方の人件費と、派遣先の施設までの旅費になっております。国の通知で基本的には、旅費については実費の負担になっておりますので、施設から実際の実績の報告を受けて、それを県で取りまとめ、石川県に求償する流れになっておりまして、石川県が国から90億円の支給を受けて、その中から本県の分が県に支払われると。その中から、県が社会福祉施設に支払うというお金の流れになっております。

○はぎの幸弘委員 介護職員というのは、県職員ではなくて、外部の団体の職員の方々を県が派遣するイメージで捉えていいのですか。

○山崎被災者生活再建課長 救助費で計上している分は、県内の民間の社会福祉事業者が石川県の社会福祉施設等に派遣する分の経費で、民間の事業者の経費になります。

○はぎの幸弘委員 これは言い方を間違えると誤解を生むのですが、岩手県の民間の介護職員の方々が今石川県に、何名かわかりませんが、派遣されているということで、その分岩手県が手薄になっている状況だと思うのですが、その辺は特に県内への弊害はないという理解でよろしいのでしょうか。

○山崎被災者生活再建課長 介護職員につきましては、先月末までで県内から延べ28名の派遣となっております。もちろん各事業所においては、派遣するに当たって、その職員のシフトの組み直しといった一定の御負担があったと認識しておりますけれども、その辺は同業としての支援が必要だと受けとめ、調整して派遣していただいているものと認識し

ております。

○はぎの幸弘委員 介護職員はそれでなくても足りない、人材不足だと言われている中で、震災復興もまだどこまでかかるかわからない状況です。もちろん石川県をケアするのも大事なことです。これは一概には判断ができませんが、共倒れと言えれば変ですが、その辺を少し心配したものです。最後に、こういった状況が今後も続くと思うのですけれども、継続して延長してヘルプしなければならないものなのか。ある程度国からの指示で、県の派遣入れかえがあるなど、その辺の今後の状況、めどを確認したいと思います。

○山崎被災者生活再建課長 県を通じまして、厚生労働省に今後の派遣の見通しとして、派遣可能と報告しているのは1名でございます。はぎの幸弘委員御指摘のとおり、多くの人数は派遣可能とはなかなかならないところではあるのですけれども、国から、県を通じて直接施設に派遣要請が行くケースもございますので、実際には派遣が今後もう少しふえてくる可能性はありますけれども、そういった要請があった場合には、可能な限り対応すると各施設で考えていただいているものと考えております。

○はぎの幸弘委員 お互いさまのことですから、やはり助け合わなければならないと思います。いずれ介護施設とも十分に連絡を密にして、二兎を追う者は一兎をも得ずとは言えますけれども、県でしっかりと国と民間を結びながら、フォローを今後も継続していただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○多田税務課総括課長 議案第4号の岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の5ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにより御説明させていただきます。

1の提案の趣旨についてですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手県県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

次に、2の条例の内容についてですが、地方税法の一部改正に伴い、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を100分の3とする特例措置の期間を令和9年3月31日まで延長したものです。

最後に、3の施行期日についてですが、令和6年4月1日から施行したものです。

以上で説明を終わります。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**多田税務課総括課長** 議案第7号の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の9ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、過疎地域等において県税の課税免除の適用対象となる製造業等の用に供する設備の取得等の期限を令和9年3月31日まで延長しようとするものです。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであり、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** 確認のためお伺いしますが、そもそも県内に過疎地域と言える地域はど

れぐらいあるか。

○多田税務課総括課長 課税免除の対象となる過疎地域についてでございますが、過疎、みなし過疎、一部過疎の3種類がございまして、県内の過疎市町村については21市町村、みなし過疎については1市、これは一関市でございます。一部過疎については3市、花巻市、久慈市、奥州市となっております。

○城内愛彦委員 ほぼほぼですね。すると、この条例の改正によって、製造業等は仕事をたくさんできるようになるのですか。皆さんに聞いてもしようがないのはわかっています。わかりました。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○多田税務課総括課長 議案第8号の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の11ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、特定復興産業集積区域内において県税の課税免除の適用対象となる施設または設備の新設または増設の期限及び指定事業者に係る指定の期限を令和7年3月31日まで延長するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであり、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○多田税務課総括課長 議案第9号の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の13ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容ですが、地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特別償却設備の新設または増設に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和8年3月31日まで延長しようとするものです。

3の施行期日ですが、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 この地方活力向上地域は、具体的にはどこを指しているのか、対象になる案件はどれぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○多田税務課総括課長 対象となる地域でございますが、二つの型、移転型と拡充型がございます、それぞれ市町村の区域ごとに対象となっております。市町村数は、県内の大半の市町村が対象となっておりますが、後ほど確認して御答弁申し上げます。

最近の実績といたしましては、令和5年度に1件、税額にいたしまして158万3,000円となっております。

○はぎの幸弘委員 後ほどと言いましたけれども、そもそも地方活力向上地域はどういう目的で指定されて、どういう意味なのでしょう。

○多田税務課総括課長 地域再生法の規定によりまして、東京都、首都圏からの地方への移転、あるいは県内でも指定された市町村への移転ということで、都市から地方への分散、

機能の移転を目的としております。

○はぎの幸弘委員 都市から地方へ、東京一極集中が今キーワードになっていますけれども、それを地方に分散させようということで、岩手県はほとんどがそういう地域に指定されているイメージで今捉えました。特別償却設備とは何か指定されているものなのでしょうか。

○多田税務課総括課長 対象となる設備につきましては、本社の機能を有する事務所、研究所等の施設といったものが対象になりまして、福利厚生施設等は対象とならないとされております。

○はぎの幸弘委員 本社と事務所など、建物なのですか。償却資産だと建物ではなくて、大型機械などのイメージだったのですけれども、建物なのでしょうか。

○多田税務課総括課長 建物も県税の不動産取得税の免除の対象になっております。そのほか設備等も対象になっておりますが、それに加えて、建物も対象になっております。

○はぎの幸弘委員 建物となると、土地もですか。どういう捉え方をしたらいいのかわからないのです。これは地元の中小企業が対象ではなくて、都会にある大きい工場がこっちに来る、来させようというイメージなのですか。その辺がよくわからないので、説明をお願いします。

○多田税務課総括課長 まず、建物が対象になるということで、その土地ですが、建物の敷地相当分の土地も対象になります。建物は、本社機能を有する建物が対象ということでございます。

それから、先ほどの答弁で移転型、拡充型と申し上げましたが、東京 23 区にある本社機能からの移転が移転型、それ以外の地域からの移転が拡充型という区分になっておりまして、東京 23 区以外からの移転も対象となっているものです。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 先ほどの城内愛彦委員の質問について、曖昧だったこともあるのですが、答弁できますでしょうか。

○多田税務課総括課長 失礼いたしました。対象となる市町村ですが、現在それぞれ計画に基づき指定されておりますが、県内では洋野町以外の 32 市町村となっております。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。
当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤市町村課総括課長 議案第 11 号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その 2）の 17 ページをごらん願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明を申し上げます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、住民基本台帳法の一部改正に伴い、附票本人確認情報の管理に関する事項を定めるなど、所要の改正をしようとするものでございます。近年、国外に転出される方々に対し、国外からオンライン手続を行うニーズが高まっておりますが、これまで国外転出者につきましては住民票が削除され、マイナンバーカードが失効し、市町村に返納することが義務づけられていたことから、インターネット上で本人確認を行うことが難しいなどの状況にありました。そうした状況を解消するため、国外転出後も削除されない戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者もマイナンバーカードを保有することができるよう、住民基本台帳法が改正されたことから、条例改正を行うものでございます。

次に、条例案の内容でございますが、附票本人確認情報の管理に関する事項を定めるものであり、具体的には附票本人確認情報の適切な管理のため必要な措置を講じること、附票本人確認情報の提供及び利用状況の対応を公表すること、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会を附票本人確認情報の保護に関する審議会とすることについて定めるものであります。

また、附票本人確認情報を書面で開示する場合の費用の負担について定めるほか、法改正により本条例で引用している条項に移動が生じたため、所要の整備等を行うものであります。

最後に、3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内愛彦委員 いよいよ新札が導入されるわけでありますけれども、この対応、県の状況はどのようになっているのかお伺いします。

○山田特命参事兼地域交通課長 新紙幣の導入に伴います対応について、公共交通事業者という観点で御答弁させていただきます。

県におきましては、公共交通事業者から新紙幣導入の状況について伺っておりますけれども、これに対しましての支援は行ってはならず、各事業者において対応しているところでございます。ただ、三陸鉄道につきましては、従前から維持修繕費を県と市町村で2分の1ずつ補助しているところでございまして、この補助によりまして車両の一部の更新を実施しているところでございます。

○城内愛彦委員 県全体でいうと、県で指定管理しているいろいろな施設があるのです。そういったところにもしっかりと気配りをして、対応してもらえればいいと思っています。過日、商業団体と意見交換をした際に、自動販売機をたくさん持っているところはすごく大変だという話をされました。それは部署が違うところで対応してもらわなければならないけれども、そういった意見は財政課、総務部には来ているのかどうか、確認したいと思います。

○佐藤財政課総括課長 直接的な意見は来ていないのですが、城内愛彦委員御指摘の点も踏まえ、総務部としても考えていきたいと思えます。

○城内愛彦委員 ぜひその点については、配慮をよろしくお願いします。

次に移ります。県税の状況は今どのようになっているのかお伺いしたいと思います。令和5年度の見込みと決算について、また令和6年度はどのように見込んでいるのかお伺いします。

○多田税務課総括課長 県税の現状と見込みについてであります。令和5年度の県税収入見込額は、現在取りまとめを行っているところではございますが、最終予算額1,288億7,900万円に対し、これを数億円程度上回る見込みとなっております。

また、令和6年度においては、当初予算において1,265億3,800万円を計上しております。令和5年度の当初予算を27億4,700万円下回る見込みとなっております。

なお、令和6年度における直近の5月末の現年課税分の調定額については、県全体で397億円余となっております。これは前年同期比4.6%の増となっております。

○城内愛彦委員 沿岸部の企業は今大変な状況であります。国道4号線沿いの税収が湧いて出るような地域とは違って、大変な状況というのは皆さん御存じのとおりだと思っています。今後皆さんが立てるだろう予算であったり、そういう影響はどのように感じて予測

をされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○**多田税務課総括課長** 令和6年度の県税見通し、現在の見通しについてでございますが、令和6年度においては税目別では大型家屋の建築が見込まれることから、不動産取得税の増を見込んでおりますが、一方個人県民税について、定額減税の影響により、前年度を下回るということ、それから法人事業税についても、海外の情勢、物価高の影響等により前年度を下回るということでもあります。

それから、地域別の状況を申し上げますと、広域振興局ごとの、令和5年度の決算の状況でございますが、県全体では県北広域振興局を除く3広域振興局で前年度を下回ると見込んでおります。また、法人事業税について申しますと、盛岡及び県北広域振興局において前年度を上回り、その他の2局においては下回る見込みとなっております。

○**城内愛彦委員** 本当に大変な状況だと私は思っていますので、早め早めに予測をして、それに対処、対応していくことが望まれると思っています。以前予算特別委員会でもお話ししたのですが、例えば沿岸部でグループ補助で復活したところがあります。そういったところは、ゼロゼロ融資もリスクもしているのだけれども、なかなか目的外使用ということで再利用もできない。結局は倒産に追い込まれる事業所がたくさん出てきている。本来雇用を守る、地域の食を守るためにつくった制度なのだけれども、本末転倒な状況が今起きているわけです。そういうことを予測をして、早めに対処、対応を打ってほしいと思っています。これは担当である商工労働観光部が本来しっかりやってくればいいのだけれども、根っこである税収を所管する皆さんともしっかり相談をさせていただいて、対処していただければと思うのですが、その辺いかがですか。

○**佐藤財政課総括課長** 城内愛彦委員御指摘の意見は、予算特別委員会でも聞いていただいて、グループ補助を実施したところの冷蔵庫が空いていてという話だったと思います。令和6年度予算案で、金額は1,000万円程度だったと思いますが、内陸部などの事業者と連携した販路開拓といった支援を措置しています。城内愛彦委員の意見を踏まえて、臨機に対応していきたいと思っています。

○**城内愛彦委員** まだ会社が残っているうちは、そういう対応でいいと思うのですが、1回潰れてしまうと、もう使い道がなくなってしまう。雇用もなくなってしまうし、そういうことが起きないように、ぜひその点、早め早めの対応を部局とも相談をしながらお願いをして終わります。

○**高橋はじめ委員** 私は、被告岩手県の訴訟について質問通告をさせていただきました。今議会に百条委員会を設けてほしいという陳情、要望が出てきています。それを見て、環境福祉委員会で何回か取り上げたのですけれども、もう一度この件について調べ直そうと調べてまいりました。隣が裁判所ですので、裁判所に行って、その提訴の内容等、どういう訴状であったのか、実際に訴状も見てまいったところです。これによりますと、原告軽米町、同代表者、町長、山本賢一、代理人は2人の弁護士。被告岩手県、同代表者、知事、達増拓也、代理人、2人の弁護士。もう一人被告がおりまして、軽米町民の地権者の方、

それから代理人として弁護士ということで、軽米町が岩手県と土地所有者、購入する前の所有者を訴えた事件であります。これの価額ですけれども、1億9,532万8,393円、印紙代が60万8,000円でありました。

訴状の目次を見ていきますと、第1に請求の趣旨、第2に請求の原因、1、本件訴訟（紛争の概要）、2、被告県庁に対する請求原因、①、債務不履行に基づく損害賠償請求、以下五つの項目でありました。それから、3として被告県庁に対する請求原因、②、事務管理に基づく費用償還請求、4、被告県庁に対する請求原因、③、不法行為に基づく損害賠償請求、5、被告、これは土地所有者に対する請求が2件、それから7、原告の方針、主位的請求と予備的請求及び立証。第3として、関連事実ということで、提訴までの事実経過の概要、それから二つ目として、本件埋設物を旧県立軽米病院が埋設したと、3、被告県庁の原状回復責任について、④、被告県庁への原状回復請求権の原告の提出について、5、被告県庁の費用償還義務、原告の事務管理について、6、被告県庁の不法行為責任について、7、関連事業、県立病院のほかの埋設物への県の対応と原告との不整合、8、不法投棄に対する岩手県庁の姿勢との不整合、こんな内容の訴状でした。

総務部の所掌事務として、訴訟の総括に関することがあります。今医療局が中心となって裁判を行っておりますけれども、この裁判は岩手県が訴えられておりますので、岩手県としてどのように対応していくかが問われているのではないかと、その内容の確認として二つの項目を通告しておりました。原告軽米町、被告岩手県の訴訟について、県としてどう対応しているのか。訴状の内容と裁判の現状、私は総務部と思っていますけれども裁判担当部局、代理弁護士。二つ目としては議会对応について。裁判費用と支出科目、令和4年度から6年度、それから議会への報告、こういう点について質問通告したところでございます。これについて、なかなか難しいという話もありましたが、できるところで回答をお願いしたいと思います。

○**松村理事兼副部長兼総務室長** 高橋はじめ委員からお尋ねがありました軽米町からの訴訟の件でございますが、医療局で担当している案件でございます。私どもで担当しているところではないので、お答えできないところでございます。御了承をお願いいたします。

○**高橋はじめ委員** なぜ総務委員会でこの話を取り上げたかと申しますと、この訴訟に至る原因は、知事部局の事務作業が適切に行われていなかったもので、こういう事件が発生したと、私はこのように思うのです。窓口の二戸健康福祉環境センターが中心になって、軽米町からのさまざまな申請や検査も含めて、やり取りをしていたのですけれども、当初この開発行為に対して、土壤汚染対策法上の面積にかかわり、さまざまな書類の提出をすべきところをしていなかった。軽米町民から指摘があって初めてその書類が出ていないということで、軽米町に書類の提出を求めています。この場所は病院の跡地なので、これまでも例えば沼宮内病院や花巻厚生病院など、過去の病院の跡地にはさまざまな医療廃棄物が出てきており、それらを想定すると、旧県立軽米病院の跡地についてもその可能性がないとは言えないということでもあります。土壤まで深く掘り下げなければ廃棄物などは出て

こないわけです。建設工事に応じて、場合によっては医療系廃棄物が出る可能性もあったわけですが、そういった調査命令もしていないことも含めて、事前にこの訴訟を防ぐことができたのではないかと、私はそのように思っています。それから、医療局は特に廃棄物処理に対する知識も何もないわけです。そういう中で、軽米町とさまざまな折衝、あるいは交渉をしていかなければならないことを考えたときに、被告が岩手県になっているので、私は岩手県の知事部局、関係部署が一堂にチームを組んで、軽米町からの訴訟についての対応策を検討していくべきではなかったのかと、そういう思いです。その辺に対しての見解はどのようなのですか。

○**松村理事兼副部長兼総務室長** 繰り返しで申し訳ございませんが、この訴訟の案件については医療局で担当しておりまして、現在この訴訟の対応等相談をしながら進めているところと考えております。また、県の見解は、現在訴訟の中で双方がお互いの主張なり事実関係の確認が明らかになっていると考えております。

○**高橋はじめ委員** 裁判にかかわることを私は尋ねてはおりません。裁判はそのとおり、さまざまな支障があるわけです。問題は、県としてこの訴訟に至るまでに、これを防げなかったかどうか、その検証もして、こうした事件の再発防止をしていかなければならない、私はそういうことが大事ではないかと思えます。

当時の二戸健康福祉環境センターが適切な対応をしていたのか、環境生活部の担当課で適切に二戸健康福祉環境センターに対して指導していたのかどうか。それから、過疎債が使われているのです。この過疎債の申請のときに、例えば計画の概要を受けた段階で、この土地は果たしてそれが適切な土地なのか、十分な吟味をしたのかどうか。書類が出たところで、単に必要な書類がそろっているということではなく、後々大きな問題が出ないように、事務事業がきちんと実施できるように、そういうチェックもしていく必要があるのではないかと考えております。

この案件を通じていろいろなことがわかってくるわけですがけれども、さまざまな問題、課題をもう少し掘り下げていかなければならないというのは、先ほども申し上げました。もう既に建物も利用されているところまで来て、後戻りもできませんし、補償するにしても私どもの県税を使うわけでございます。出どころが例えば仮に医療局としても、県税が出ていくわけですから、これはきちんと整合性を取っていく必要があるのではないかと思いますけれども、もう一度、総務部長の見解を聞きたいと思えます。

○**千葉総務部長** いろいろお話しいただいていますけれども、総務委員会でこの話題を取り上げるかどうかについては、私たちがコメントするところではありませんが、ただ一方で、所管外のところを責任持ってお答えするということが、この案件については、大変申しわけありませんが、できかねるものでありますので、先ほど副部長からもお話しさせていただきましたけれども、担当は医療局であります。それから、保健福祉環境センターについても、環境福祉委員会でのお話かと思えますので、甚だ恐縮ではありますけれども、答弁はこれ以上責任持てできかねるということで、御容赦いただきたいと思えます。

○千葉秀幸委員長 休憩させてください。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

○高橋はじめ委員 病院が移転したときに建物が残っていたのですが、病院が移転した場合の建物は、所管はどうなるのですか。そのまま医療局で残っているのですか。公有財産としてこの辺はどうなのですか。

○佐藤財政課総括課長 医療局の建物のままです。建物自体は医療局が財産処分して、解体すればなくなりますけれども、それまでは医療局のものになります。

○高橋はじめ委員 この建物を軽米町で譲り受けて、誘致企業を入居させたり、幼稚園で利用したりして、平成17年に建物を軽米町で壊して、地権者に土地を返したということです。それで私は2年前に、法務局に行って土地や建物がどうなっているか見ましたけれども、その時点で建物がまだ岩手県の持ち物であったのです。壊されても、もうなくなっても、岩手県の登記が抹消されていなかったのです。こうした事務は、やはり全部医療局という問題の意識ですか。わかりました。

いずれ医療局といえども、岩手県全体の中での組織でありますので、そしてまたこの訴状を見ると、岩手県、達増知事という被告になっておりますので、この裁判は、私はある面では県が絶対的に、全て敗北する、負けることはあってはならないと思っております。そういう意味で、知事部局を挙げて、この裁判に側面的な支援をしていく必要もあるのではないかとも思っています。その辺を含めて、今後御検討いただければと思って、要望で終わります。

○ハクセル美穂子委員 それでは、私からは超過課税や基金のあり方、今後のあり方についての検討状況をお伺いしたいと思います。

これまでも何回か質問してきましたけれども、いわての森林づくり県民税等の超過課税、それからいわての学び希望基金等、今後の方向性をどのように持っていくか、議論を進めていくべきだと思っておりますけれども、今の状況、検討状況についてお伺いしたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 まず、いわての森林づくり県民税についてですが、ほかの自治体においては、森林保全の超過課税の使途として、森林公園の維持管理や鳥獣被害対策の事業等を広く対象としておりますので、これらも参考に具体の使途の拡大について検討中です。現行の第4期の期間は令和7年度末までであり、農林水産部で、庁内ワーキンググループやいわての森林づくり県民税事業評価委員会での議論等も踏まえた上で、令和8年度以降の使途拡大を視野に、現在検討を行っているというものです。

○ハクセル美穂子委員 いわての森林づくり県民税については、使途拡大の観点ということですが、少子化対策や、最近では交通税、今後財政上大変になってくるであろう例えば病院会計をサポートするようなものなど、超過課税自体をどういうものに使途を定めていく

のか。いわての森林づくり県民税を用途拡大していくのもいいのですけれども、森林環境税もあるので、違ったものの財源に活用することを、私はいま一度庁内全体でも議論を深めていく必要があると思っていますが、そういった点については話合い、議論、検討されているかお伺いします。

○佐藤財政課総括課長 2点あったかと思います。後ろからいきますけれども、庁内全体の動きとしては、一昨年に持続可能で希望ある岩手を実現する行財政研究会で提言がありました超過課税などについて、そのものが主体となる項目が多いので、総務部内で定例会議を開催して、全体の進捗管理を行っておりまして、内容については必要に応じて、各部署の副部長等がメンバーとなっている政策会議幹事会で共有するという形で進めています。

それから、いわての森林づくり県民税以外の新たな超過課税についてですが、医療、少子化対策など継続的に取り組んでいく重要な課題については、安定的な財源確保が不可欠というのはそのとおりですし、新たな超過課税はその一つで、そのあり方について検討を進めておりますが、検討に当たっては充当事業とセットでの議論が必要でありまして、各種計画と足並みをそろえつつ、目的と手段、受益と負担の関係等の論点を丁寧に議論する必要があると考えております。

○ハクセル美穂子委員 いわての森林づくり県民税については、用途拡大の方向で検討されているということでしたが、森林環境税もあるので、ここはきちんと、そもそも森林環境税は、国が本当は応益税をするべきではないのにやったというところで、二重課税のようになっているということも勉強しているうちにわかってきたので、一概に県がやったのを外すのがいいのか、また検討するべきところはあると私も考えています。ただやはり二重課税の形になっていて、その財源としてだけ県民の皆さんから1年間に2,000円ずついただいているものをそこに投資していくのが今の社会情勢の中で適切なのかというについては、しっかり話をさせていただきたいと思います。

それから、いわての学び希望基金の関係で、今年度寄附者の方々にお話を聞いて回るということで予算をつけてありましたが、まだまだだとは思いますが、実行の状況についてお伺いしたいと思います。

○森田復興推進課総括課長 いわての学び希望基金のあり方についての状況でございます。この基金は、東日本大震災津波により著しい被害を受けた子供たちの就学等の支援、また教育の充実等のため、平成23年6月に設置しています。これまで遺児、孤児への奨学金給付のほか、高校生に対する教科書購入費等の給付、児童生徒の部活動への支援等に活用してまいりました。震災から13年を経まして、今後における被災した子供たちを取り巻く環境や教育現場のニーズの変化にも対応できるよう、現在新たな支援への活用の可能性について、これまで御寄附をいただいた方々に御意見を伺うための準備を進めているところでございます。ただいまから9月ころにかけて意見聴取を行った後に、頂戴した意見を踏まえ、その方向性を検討してまいります。

○ハクセル美穂子委員 具体的にお聞きするのはこれからということで、しっかり進めていただきたいと思います。

いわての学び希望基金については沿岸地域の小学生は対象にならないので、そういった方々にも使っていただけるような基金に変えていくべき時期に入っていると思います。ぜひその辺のことも寄附者の方々に、しっかり問いかけをして、県の沿岸地域の子供たちのために使えるような形に変更、拡充していくようお願いしたいと思います。

また、ふるさと納税のメニューを見ましたら、いわての学び希望基金と、岩手県の教育に使う、は別になっていました。いわての学び希望基金が一番上に来て、岩手県のほかの子供たちへの基金は下のほうだったので、この並びもどうなのか、全県の子供たちのために使えるのも、またさらに寄附もいただきながらやっていくのも大切だと思いますので、その点についてはいろいろ御配慮をしていただければと思います。これはお願いで終わります。

二つ目、広域振興局の機能強化ということで、質問要旨を出ささせていただいておりました。最近、市町村要望等々に出席する機会が出てきて、県内市町村の方々の要望を見る機会が多くなってきて、地域保健事業、医師確保など、いろいろ規模の小さい市町村の課題が見えてきたと思っています。市町村事業の中で、例えば1万5,000人、2万人ぐらいのところの一つのセンターを置くという事業は人的資源、財政面でも、1市町村ごとにどんどん置いていくのが本当に適切なのかと見受けられるような事業もあります。例えばこれまでだと、病児保育施設も、小さい市町村で一つずつ置いていっても、結局のところ使用者が少ないので、運営自体が赤字になっていく。それならば、近隣の市町村で連携しながら使ったほうが施設の運営にとっても、市町村の負担感にとっても、人的資源にとってもいいというのが、少し進んできていると思っています。人口規模が小さい市町村ごとに、そういったセンター機能などを集約していくための枠組みが、市町村同士の話し合いが多いので、広域振興局や、さまざま県の指導の力で集約していくことも、今後考えていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、そういった部分の課題と、今後どのように進めていくかといった検討状況についてお伺いしたいと思います。

○兼平企画課長 各広域振興局におきましては、局長等が市町村を訪問して行います意見交換の実施や、各圏域の有識者等を交えた圏域懇談会を通じまして、各市町村の状況の把握に努めているところでございます。加えて、今年度からは各広域振興局の経営企画部に、市町村の人口減少対策を支援するための特命課長を配置いたしまして、それぞれの市町村の課題やニーズの把握の強化に努めているところでございます。こうしたニーズの共有や課題の解決に向けまして、ただいまハクセル美穂子委員から御指摘がありました保健福祉分野における市町村間の調整業務なども含めまして、市町村相互、それから県、市町村の連携などを一層推進することができるよう、広域振興局の果たすべき役割、機能の強化について、現在行っております取り組みも検証しながら、よりよい体制を構築できるように努めております。

○**ハクセル美穂子委員** 先ほど病児保育のお話をさせていただきましたけれども、地域保健事業では児童発達支援センターの関係も、利用者も広域から来るようなセンターを市町村ごとにつくりなさいと国は言っているけれども、現実には20万人ぐらいの規模感でつくっていくべきものもたくさん最近出てきていると感じています。そのときに、広域振興局の持つ力をもう少し発揮していただきたいというのがあります。

それから、地方制度調査会でも話がありますとおり、中枢都市圏もダブっている形になっているので、広域振興局との兼ね合いなのか、それとも県なのかわからないのですが、同じことを2回やっているように感じるという意見を市町村から聞いています。その辺の制度についても実情に合わせて、効果的にできるように、国とも協議をしながら、岩手県の今の地方に合う形で設置できるように進めていただきたいと思いますので、お願いします。

○**村上ふるさと振興部長** 県と市町村との関係につきましては、本会議でも幾つか御質問をいただいて、その中で例えば地方自治法に定める連携協定や、協定に基づく連携といった答弁もさせていただきました。先ほど企画課長から答弁しましたとおり、今年度から広域振興局に人口減少対策の特命課長を置いています。市町村との連携を強化していくために設置した特命課長と思っています。県全体としても、特に小規模な市町村に対しての支援に、これまで以上に力を入れていく方針で今取り組んでおりますので、ハクセル美穂子委員から御指摘ありましたとおり、実施主体が市町村の事業でも、それぞれの市町村がやると効率性の面で問題があると、広域で取り組んだほうがいいのではないかとといったものについては、まさに県と市町村、それから市町村相互の連携で対応でき得るものではないかと思っています。今年度特命課長を置いた広域振興局の体制がありますので、これを今後どう見直していくかということもありますけれども、より連携、市町村支援に力を入れられるように取り組んでいきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

○**千葉秀幸委員長** この際、昼食のため午後1時まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**千葉秀幸委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますのでこれを許します。

○**多田税務課総括課長** 午前中の地方活力向上地域における県税の課税免除等の条例の一部を改正する条例の質疑の中で、はぎの幸弘委員からの県内の対象市町村等の御質問に対し、洋野町を除く32市町村と答弁いたしました。普代村を除く32市町村の誤りでございます。訂正いたします。おわびします。

○**千葉秀幸委員長** 質疑を続行いたします。

○**岩渕誠委員** 午前中の流れがありますから、法定外目的税と超過課税についての考え方について引き続きやりましょうか。

先ほどの質疑、そして一般質問での質疑を聞いていますと、あくまで今のいわての森林づくり県民税の枠の中で用途を広げていくことで理解してよろしいか。

○佐藤財政課総括課長 いわての森林づくり県民税について、繰り返しになりますけれども、森林環境税の負担、課税対象、配分額の拡充を踏まえて、双方のすみ分けをより明確にしつつ、森林施策や県民生活にかかわる分野の用途拡大に向けて、具体的な検討を進めるとというのが一つです。当面そういった形です。

それから、中長期に関しては、持続的な財源確保策の一つであり、新たな超過課税のあり方について検討を進めてまいります。ハクセル美穂子委員に答弁したとおり、検討に当たっては充当事業とセットでの議論が必要ですので、各種計画と足並みをそろえつつ、目的と手段、受益と負担の関係等の論点を丁寧に議論する必要があると考えております。

○岩淵誠委員 現在のいわての森林づくり県民税は、超過課税方式を取っていますが、これは基本中の基本であります租税法律主義に基づいて条例化をして、そして事実上特定目的の中で使用されている税制と、税法上の分類からいうと普通税になるわけですが、基本的には目的税化をしているということです。目的税化をしているということは、その目的の中でどういう状況になっているのかを勘案してやっていかなければならないということがあります。事実上の目的税でありますから、使用用途の拡大をしていくことになる、当然条例改正が必要になると認識をしているのですが、どうですか。

○佐藤財政課総括課長 そのとおりでして、当然用途の拡大に当たっては、新しい用途をやるのであれば条例改正が必要となります。ただ、今の条例で読めるかどうかとも含めて、他の自治体においては、森林公園の維持管理や鳥獣被害対策の事業等も森林づくりの税で広く対象としていますので、こういったものも参考に条例改正については検討中ということでございます。

○岩淵誠委員 多分短期的には、それが現実的だと思います。一方で、長期的に、どうしても問題になってくるのは森林環境税との関係ですが、森林環境税は、二重課税と言われるのだけれども、実際の税の交付に、極めて問題があると思います。国の森林環境税、あるいはこれまでの森林環境譲与税を見ていると、全体で700億円ぐらいが出ているのですけれども、半分ぐらい使っていないのです。都道府県よりは、市町村の森林整備に使われることになっているのだけれども、市町村に専門部署がないために、基金に積んでいるところもあるし、もっと問題なのは、一番森林環境税で税の配分が多いのは横浜市なのです。次は浜松市です。森林がない渋谷区にも行っているわけです。こういう税制の部分で、森林面積と人口と林業従事者という3要件で金額が決まっているけれども、人口の割合がまだまだ高いから、森林がたくさんあっても、人口がないと金が来ないという制度になっているわけです。だから、本来であれば、森林環境税をきちんと現状に合わせるようにして、そしていわての森林づくり県民税の目的は、公益的に森林整備をするのが県民のためだということ広く課税しているわけですから、この目的がある程度達成をされる、あるいは税の交付の中身を変えて、ある程度の財源を確保する、あるいは市町村からの委託を県が

受ける形にならない限りはなかなか一般財源化というのは、難しいのだろうと思っています。所感を伺います。

○佐藤財政課総括課長 いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税の考え方ですけれども、岩渕誠委員御指摘の点について、確かに人口の割合がまだ高いというのはそのとおりでして、そういったところは国に要望して変えていかなければならないと思います。

それから、すみ分けもしていかなければいけないと思います。いわての森林づくり県民税も、森林環境税で行うものも、間伐や人材育成や利用促進など、目的がかぶっていますので、そういったところは整理した上で、森林環境譲与税でできるものはそちらでやっていくというのが進め方としては正しいのかと思います。

○岩渕誠委員 租税法律主義に基づいて、きちんとした特定目的でやっていますから、この枠を踏み外してしまうと大変なことになるので、短期的にはそういうことでいいと思います。一方、長期的になると、いわての森林づくり県民税を含めた超過課税、あるいは法定外目的税をどうしていくかという議論になるかと思います。これは公務員になる方はみんな御存じだと思いますが、大学で財政学や政治学を学ぶと、教科書の一丁目一番地に出てくる課税の原則について伺います。

○多田税務課総括課長 税制の基本となる3原則についてであります。その3原則は公平、中立、簡素の3要素とされております。このうち公平とは、さまざまな状況にある人々がそれぞれの負担能力、担税力に応じて分かち合うこと。中立とは、税制が個人や企業の経済活動における選択をゆがめることのないようにすること。そして、簡素とは、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするを意味すると承知しております。

○岩渕誠委員 そのとおりであります。公平は、もう少し言うと、垂直的公平と水平的公平、要は応能負担というところになりますし、最近では世代間の公平が出てきています。もう一つ、中立というのは、要は取りやすいところから取るなよと、それからこの税目にかけておいて、こちらはかけなくていいのかと、こういう公平性もあります。だから、新たな超過課税というのは、やはり目的があって、ではどういう受益者がいてということを経済的に判断しないと、財源が足りないからこれをやりましょうという単純な話は、シャープ税制以来の大原則を曲げてやるということは、地方自治からいってあり得ないと思いますが、どうですか。

○佐藤財政課総括課長 確かに新たな財政需要とセットでの議論が必要でありますから、県の各種施策、計画と足並みをそろえつつ、目的と手段、受益と負担の関係性を丁寧に議論していく必要があると考えております。

○岩渕誠委員 課税の中でもう一つ重要な要素があるのです。それはタイミングです。現状の実質賃金がどんどん下がっていて、非常に厳しい中で税を上げるということは、経済的にもマイナスになるし、果たして課税をして、徴税をして、これを使うという効果が発現するかどうかという観点からいっても、課税するタイミングも非常に重要になってくる

わけですから、非常に慎重にやっていただきたいと思います。本来は課税自主権が拡大した中でやっていますから、都道府県がどんどんやればいいし、市町村もできるのですけれども、本当は国全体の交付税をどうするかといった大きな議論で、税源涵養ということで、税源をどうするか、財源をどうするかという観点で課税をやるということであれば、そういうところにまず手をかけるべきであって、今、岩手県の場合は病院と教育の財政需要に対しての交付税の交付率が全く低いなどといったところをきちんとやっていかなければだめな話だと思います。

一方で、財源をどうやって確保するかという論点からいうと、課税のみならず、今は例えばGXなどに対して企業が負担をしていかなければならない流れになっています。債券市場で債券をつくって、去年ブルーボンドをやりましたけれども、大変立派なものだと思います。これに続く第2弾をするなど、幅広の部分で財源というものをやっていかなければならない話でありますら、ここは企業と、例えばGXなどではウイン・ウインになる話であって、必ずしも課税をありきでやると議論がよれてしまうので、もっと幅広い議論をしなければいけないと思いますが、いかがですか。

○**千葉総務部長** 超過課税等の認識のところだけ私からお話をさせていただいて、その後は財政課総括課長と代わりたいたと思いますが、今御指摘いただいた地方税に係る課税自主権ですけれども、これは憲法に保障された自治体の権利でありまして、本県の厳しい財政状況などを踏まえると、超過課税等の導入は重要政策を実現するための持続的な財源確保の一つであると考えております。一方で、課税自主権につきましては、制度的には法定外税、超過課税は認められているものの、実際にはハードルが高くて、地方税源を量的に拡大することは、国、地方を通じて、主要な税源が法定税目とされていることから、おのずと限界があると言われていているところであります。

こうしたことから、県といたしましては超過課税の導入、活用につきましては、独自課税の導入による効果や税の使途、新税を導入して特別に実施しなければならない財政上の理由、既存の税目とのバランスなどにも配慮しながら、丁寧かつ慎重な議論が必要になるものと認識をしております。

○**佐藤財政課総括課長** 岩渕誠委員から御指摘のあった昨年のグリーン／ブルーボンドのほか、以前御提案のありました私募債については京都市が実施しておりますが、まだ当県ですぐそこをやるとは決めていないのですけれども、研究してまいりたいと思います。

○**岩渕誠委員** いずれ私は、税のあり方を考えることはとても大事だと思います。一方で、やはり原則を踏み外さない、これが何よりも大事なので、その中で何ができるか、そして税以外でもどうやって財源を調達していくかは、不断の研究をお願いしたいと思います。

次に、またお金の話になりますけれども、今後の施設管理等にかかる費用の見込みについてお伺いします。令和2年度に公共施設等総合管理計画が出されております。これは、箱物の関係だけいっても、30年間で6,050億円というとんでもない数字が出ているのですけれども、この議会でも県庁の建てかえについてさまざまな話が出ていました。まず、こ

の6,050億円の中に県庁の建てかえ、あるいは大規模改修等の経費について入っているのかどうか伺います。

○岩間管財課総括課長 公共施設等総合管理計画は、30年分の経費という形で試算しておりますけれども、県庁舎の建てかえという形では経費は含まれていません。一方で、30年間にかかる改修費やメンテナンス費用で、現在の6,050億円の数字の中には、およそ100億円程度、県庁舎の改修メンテナンスにかかる費用が盛り込まれているということでございます。

○岩淵誠委員 管理計画の概要になりますけれども、30年間で約6,050億円、年平均にすると200億円を少し超えるぐらいで、過去5年間の平均投資額149億円の1.4倍に相当するという数字が出ているのですが、これは令和2年の数字であります。令和2年からここまで、主要資材の単価が当然上がっております。鉄筋は1トン当たり72%増、鋼材は50%増、人件費も大体13%から19%増で、6,050億円という数字が大変心もとない数字になっていると思います。最新のものにしないと、計画があってもできませんという話になると思うのですが、物価高騰の分をどう見る感じになりますか。

○岩間管財課総括課長 公共施設等総合管理計画の策定期、改定期を踏まえますと、平成23年度以降、労務費が緩やかに高騰しておりましたので、過年度の平均を取った場合、若干その経費も含まれてはいると思うのですが、岩淵誠委員御指摘のとおり、急速な物価の高騰局面で、令和4年度以降、特に鉄筋、鋼材といった経費の増嵩が激しく、その影響については今の公共施設等総合管理計画の中には含まれておりません。現在こういった形で県庁舎のあり方を検討していくのか、有識者懇談会等で検討しております。公共施設等総合管理計画は、令和6年度が計画期間でございますので、それらの結果や、物価高騰、資材高騰の影響、実際の計画の実施状況、進捗状況等を踏まえて令和7年度になるかと思っておりますけれども、次期計画の更新の際には物価高騰の影響等を反映させたものも考えていかなければならないと考えています。まだはっきりした手法は、申し上げられる段階にないところでございます。

○岩淵誠委員 公共施設等総合管理計画を見ますと、県民1人当たりのコストが1万2,000円、それからこの計画を進めていく上で、学校施設を除く公共施設については85%の縮減をするということですが、もう既に恐らく3割ぐらい経費が上がっていますから、6,050億円は7,850億ぐらいになる。そうすると、年平均は2,000億円から2,060億円ぐらいになると。現状では大体2.3%ぐらいの経費がこういうところに使われているのですが、将来的に人口が減少して予算規模が減り、6,000億円台でとどまれば御の字で、5,000億円台がいいところだろうと思っておりますが、そうするとこの予算に占める公共施設の維持の割合が今の2.3%から4%の半ば、もしくは5%という数字になっていく。これはかなり厳しいのではと思っておりますが、実は、先ほどもありましたけれども、県庁舎だって100億円しか積んでいない。大規模改修をしてもあと300億円ぐらい必要だと思いますし、病院や学校の統合が入っていないのです。簡単に1兆円行くと考えている

のですけれども、この計画の中に含まれていない経費はありますか。

○**岩間管財課総括課長** 病院や県立高校は、公共施設等総合管理計画の中では、既存の現在ある病院、現在ある学校を存続していくために必要な改修経費やメンテナンス費用は、一定の試算、一定の計算の下で6,000億円という経費の中には含まれています。一方で、岩渕誠委員がお話しされていたように統合、大規模な建てかえ、あるいは新設といった場合のコストは実は全く、機械的な試算なので、含まれていないことになっています。経費が上振れする可能性があるのではないかとされますと、現在その機械的な試算を行っている中では、そういった可能性はあると言わざるを得ないと考えます。

○**岩渕誠委員** 令和2年の数字で、あと10年したら建設後50年を経過する施設の割合が出ているのです。県庁舎は10年ということで、あと4年すると4割近くが50年を経過します。もっとすごいのは、学校施設で、令和2年度は10%足らずだったのが、あと6年たつと4割近く、16年後だと6割は50年を超えてしまう。そうなるとやはり全部入れ込んだ、総合的な計画をつくらないと、例えば今学校のいろいろな計画を令和7年度が最終年度だとやっていますけれども、計画は立てたけれども、できないという話になるのではないかと、やはり県全体の管理計画は必要なのだと思うのですが、総務部長どうですか。

○**千葉総務部長** 公共施設等総合管理計画でございますけれども、先ほど管財課総括課長からお話ししましたけれども、県が所有する、または管理する全ての公共施設を対象とすることになっておりまして、これには庁舎、県立学校の校舎、県営住宅といった建築物のみならず、道路や河川管理施設を初めとするインフラ施設、病院、発電所等の公営企業施設なども含まれているということでありまして。一方で、県立病院、それから県立施設の大半を占める学校施設については、再編計画など、地域の意向や状況を勘案の上、方針を定める必要があることから、施設規模、総量の適正化の対象とはしていないということでありまして。再編の方向性、それから規模、機能によっては、必要となるコストが現在の試算よりも大幅に上振れすることも想定されますので、総務部としては公共施設等の適正管理と持続可能な財政運営という二つの観点から、実効性ある対策を検討していく必要があると考えております。

○**岩渕誠委員** 実際に高校の部でそれが起きているわけです。例えば県立宮古水産高校と県立宮古商工高校でも、設計段階では設計単価でいうと多分20万円少しくらいでした。ところが、去年入札不調になっているのです。これは、設計単価が50万円を超えています。80億円ぐらいで建てられるものが200億円ぐらいの話になって、やり直しになった。やり直しになっても、多分経費がもっとかかるのだと思うのです。当初の予算より、1.5倍などになってしまうと考えると、申しわけないのですけれども、県教育委員会など、計画をどんどんやりましようと言うのはいいのだけれども、全く財政的考慮が入っていないのではないかと。やはりそれではだめなのです。特に新築をすることになると、この計画をつくったら、すぐに用地買収をしてやっついていかないと、周辺への環境整備等、いろいろな人がいますから、整備も迅速にやらなければいけない。やっても、あとはとりあえず予算がつ

くまで待っています、10年かかりますという話だと、いろいろ影響が大きい。全体の財政コントロールの中に置かないと、財政的にもだめだし、いろいろな影響が出ると思うし、計画だけつくるのではだめだということを言いたいのですけれども、いかがですか。

○**千葉総務部長** 今県教育委員会の事例を出していただきましたけれども、県教育委員会は知事から独立した行政機関でありまして、教育行政における重要事項、それから基本方針を決定し、具体の事務を教育長が執行しておりますけれども、一方で予算編成権は知事にあるということで、予算に関して県教育委員会は、知事と協議をしながら進めるべきものと承知しております。

県では、公共施設整備にこの5年間の平均で、一般財源、県債などを合わせて、先ほど岩渕誠委員からも御紹介がありましたけれども、年間約140億円程度投入しているということですが、例えば100億円の施設整備を行うとすると、県債の30年償還で単純計算すると、年間3億円程度の一般財源が必要となるということで、現下の厳しい財政状況を鑑みると、知事部局のみならず、御指摘の県教育委員会、医療局の施設整備なども含めて、優先順位をしっかりと見定める必要があるものと考えております。現在県では、先ほどもお話ししましたが、公共施設等総合管理計画の策定とともに、今後新たに整備する施設等も含めて、一体的に検討を進めているところでありまして、県予算を預かる総務部としては、他の執行機関の分も含めて必要な調整等をしっかり行ってまいりたいと思います。

○**岩渕誠委員** 県の施設管理は、起債は認められているかshれないけれども、交付税で有利になったり、有利な補助金というのはないわけです。ほとんど真水です。いろいろな計画をやるときに、財政を全く無視してやるということはできないわけで、それぞれの部署で年次計画をつくるのはいいのだけれども、それをもう一回やっってもらわないと、大変なことになるということをお話しますし、それは関係部局にも伝えていただきたいと思います。

最後に、酷暑対応経済対策なるものが、突然国会の最終日に岸田総理から出ました。これは地方経済対策において、県としてどう把握しているのか、それをまとめて聞きます。電気とガスですけれども、ガスは都市ガスだということです。都市ガスは県内はどのぐらいあるのですかという話になって、LPガスは、いろいろ評判は悪いけれども、やるのだったら、きちんと県内にも波及するようにやっってもらわなければいけないと思っているのですが、県の所感を伺います。

○**本多政策企画課総括課長** まず、国の酷暑対応等の経済対策について、県としてどう把握しているかの点について当職から御答弁申し上げます。

国におきましては、酷暑乗り切り緊急支援といたしまして、8月から10月の3カ月分の電気、ガス料金の補助、それから燃油激変緩和措置の年内継続。それらのほかに秋に策定することを目指す経済対策といたしまして、物価高騰に苦しむ年金生活世帯や低所得者世帯を対象とした給付金の追加支給、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充を検討しているものと承知しているところでございます。

○細川消防保安課長 LPガス支援についてお答えいたします。

現時点では国から特段の通知や連絡はございません。ただ、本県では約7割の世帯がLPガスを利用しているということがございますので、都市ガス利用者への支援と同様に、LPガス利用者も支援対象とすべきだと考えております。

なお、国に対しては、さきに実施した政府予算要望の中で、支援を行う場合は電気、都市ガスと同様に、LPガスについても地方自治体間で支援の内容に差が生じないよう、国の責任において実施するよう求めているところでございます。また、同様の要望につきましては、昨年度全国知事会でも行っております。今後は各県と連携した要望活動を検討するなど、LPガス利用者についても支援対象とするよう、国に対して働きかけていきたいと思っております。

○岩渕誠委員 すぐやるのは都市ガスですから都市部になるのです。秋にもしかしたら策定を目指すと言っていますから、内閣総理大臣が替わったらやるのかやらないのかわからないけれども、やるとしても地方への交付金は多分10月、11月ですから、我々がどんなに頑張っても、12月の定例会か1月の臨時会があってやるということになるわけです。しかも、真冬に、大寒の後に、酷暑対策をやるのです。気の抜けたビールをおかんをつけるようなもので、何だかよくわからないということになるわけです。これではやはり困るわけです。これは、やはり全国知事会を通じて、やるのだったらやると。しかも、先ほどの税の話ではないですけれども、やるのだったら公平にやってくれという話なのです。地方における物価高騰対策は、肥料だってあります。高压電源、公共交通機関もあります。地方の物価高騰対策の是非についてどのように考えているのか、お話をいただきたいと思っております。

○小野政策企画部長 今岩渕誠委員から御指摘がございましたように、エネルギー価格の上昇で、日々の光熱費や財・サービスの価格もどんどん上がってきていまして、本当に生活が大変な状況になっております。また、事業者、農林水産業者も、やはりエネルギー価格や原材料価格、資材価格が本当に上がってきておりまして、収益の圧迫に直接つながっている状況で、県としても力を入れている賃上げにも大きな影響を与えているといったこととございます。8月1日から全国知事会の本会が福井県で始まり、ここでの議論になりますけれども、国に対する提言、要望について、全国の都道府県で取りまとめを行っているところですが、この中でもエネルギー関係については力を入れて、国に対してしっかり要望していこうと、今のエネルギー価格の動向に応じて、燃料油や都市ガス、LPガスも含めて負担抑制策、軽減策をしっかりと国にやってもらうように、国が責任を持って全国統一に実施することについて、調整過程ではございますけれども、今後要望してまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月6日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査事項については、「中心市街地のにぎわい創出の取り組みについて」といたしたいと思います。また、次々回9月3日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、「スタートアップ企業育成による地域振興の取り組みについて」といたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内、東北ブロック調査につきましては、7月18日から19日まで、1泊2日の日程で実施いたします。おって通知いたしますので、御参加願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。